

市の人事行政の運営等の状況

人事行政の公平性と透明性を高めることを目的に、市の職員数や職員の給与など、人事行政の運営等の状況をお知らせします。

なお、給与等の詳細については、市公式ウェブサイト(給与情報等の公表)に掲載しています。また、宇部・山陽小野田消防組合の状況は、消防局ウェブサイトに掲載しています。

1 職員の任免と職員数に関する状況

①所属別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在:人)

区 分	職員数				対前年増減数		主な増減理由	
	令和3年		令和4年					
宇 部 市	市長部局	914	(33)	974	(47)	60	(14)	下水道事業の市長部局への移管
	議会事務局	9	(1)	9	(1)			
	選挙管理委員会	6	(1)	7		1	(△1)	業務体制の見直し
	監査委員事務局	6		6				
	農業委員会	5		5				
	教育委員会	68	(14)	69	(15)	1	(1)	組織改編による業務体制の見直し
	小 計	1,008	(49)	1,070	(63)	62	(14)	
水道局	189	(5)	121	(3)	△68	(△2)	下水道事業の市長部局への移管	
交通 局	36		35		△1		退職者不補充と業務体制の見直し	
合 計	1233	(54)	1226	(66)	△7	(12)		

(注1)職員数:一般職に属する職員数(派遣職員、再任用職員・任期付職員(フルタイム)は含み、臨時職員、会計年度任用職員は除く。)

(注2)()内:再任用短時間勤務職員の職員数(外数)

(注3)再任用職員については、1②(ウ)再任用の項を参照

(注4)任期付職員については、1②(エ)任期付の項を参照

『参考1』臨時職員及び会計年度任用職員の職員数

(各年4月1日現在:人)

区 分	令和3年	令和4年	対前年増減数	主な増減理由
臨時職員	12	26	14	育休代替の増
会計年度任用職員	515	525	10	

(注)非常勤を含み、公営企業は除く。

『参考2』障害者雇用率の推移 (各年6月1日現在)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年
宇部市	2.86%	2.79%	2.6%
法定雇用率	2.5%	2.6%	2.6%

(注)法定雇用率:「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって雇用しなければならない障害者の割合

②採用と退職の状況

(ア)令和3年度採用試験の実施状況

(人)

区分	試験区分等	職 種	受験者数	採用者数
宇部市	上 級	行政(デジタル専門枠)	0	-
		行 政 (U I J)	13	1
		行政(社会人経験)	29	3
		行 政	132	8
		行政(WEBテスト方式)	74	7
		土 木	4	0
		土木(WEBテスト方式)	1	0
		建 築	3	0
		建築(WEBテスト方式)	2	0
		保 健 師	13	3
		社 会 福 祉 士	7	1
	学 芸 員	20	1	
	中 級	保 育 士	18	3
		保育士(経験者枠)	16	3
初 級	行 政	51	6	
障 害 者	行 政	4	1	
水道局	上 級	行 政	25	5
		土 木	2	0
		電 気	1	0
	初 級	企 業 職	11	2
交通局	職 員 登 用	運 転 士	3	3

(注1)UIJ:県外在住者を対象とし、採用後は原則本市に居住することを条件とするもの

(イ)採用者数と退職者数等

(人)

区分	採用者数 (R3.4.2~R4.4.1)	退職者数 (R3.4.1~R4.3.31)	再任用(フルタイム) 増減	増減
宇部市	40	42	△2	△4
水道局	7	4	0	3
交通局	3	4	0	△1

(注1)再任用(フルタイム)増減:R3.4.1とR4.4.1現在の数の比較

(注2)宇部市の採用者数及び退職者数には、育児休業代替任期付職員(採用者2人、任期満了2人)を含む

(ウ)再任用

(人)

区分	R3.4.1			R4.4.1			増減		
	フル タイム	短時間		フル タイム	短時間		フル タイム	短時間	
宇部市	61	12	49	73	10	63	12	△2	14
水道局	7	2	5	5	2	3	△2	0	△2
交通局	0	0	0	0	0	0	-	-	-

(注1)再任用職員:定年退職後の職員のうち、その知識や経験を活用することが公務の能率的運営に資すると認められる者について、1年間の任用を行うもの(最長5年間)

(注2)フルタイム:一般職員と同様の勤務形態 短時間:一般職員より短い勤務時間の勤務形態

(エ) 任期付

(人)

区 分	R3.4.1		R4.4.1			増減		
	フル タイム	短時間	フル タイム	短時間		フル タイム	短時間	
宇部市	27	0	21	0		△6	△6	—
水道局	1	0	0	0		△1	△1	—

(注1) 任期付職員: 時限的な業務等に対応するため、予め任期を定めて採用するもの

(注2) フルタイム: 一般職員と同様の勤務形態 短時間: 一般職員より短い勤務時間の勤務形態

(注3) 交通局は採用実績なし

2 職員の給与の状況

① 特別職の報酬などの状況

(令和4年4月1日現在)

区 分	給料月額等	期末手当支給割合	
市 長	940,000 円	6 月期	2.15 月分
副市長	755,000 円	12 月期	2.15 月分
		計	4.30 月分
議 長	551,000 円	6 月期	1.625 月分
副議長	498,000 円	12 月期	1.625 月分
議 員	470,000 円	計	3.25 月分

② 人件費と職員給与費の状況

(ア) 人件費の状況(令和3年度普通会計決算見込み)

区 分	住民基本台帳 人口(年度末)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
宇部市	161,184 人	81,868,468 千円	9,401,807 千円	11.5%

(注) 人件費には、一般職の給料、諸手当並びに特別職の給料、報酬を含む。

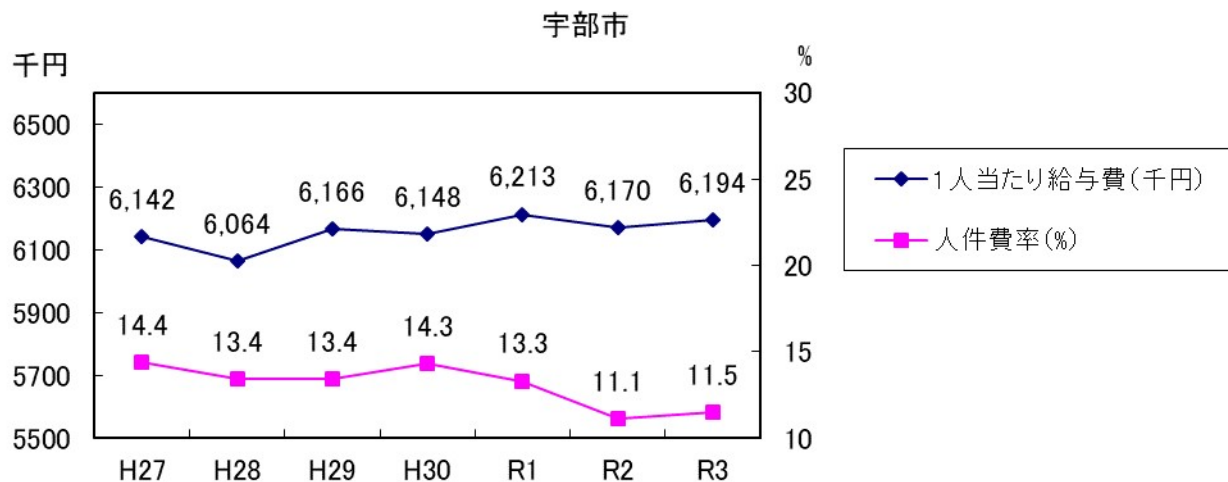
(イ) 職員給与費の状況(令和3年度全会計決算見込み)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
宇部市	1,062 人	4,124,710 千円	809,213 千円	1,644,156 千円	6,578,078 千円	6,194 千円

(注1) 職員数: 令和3年4月1日現在(再任用短時間勤務職員は含み、特別職、公営企業は除く。)

(注2) 職員手当には、児童手当及び退職手当を含まない。

『参考』 人件費率及び1人当たり給与費の推移



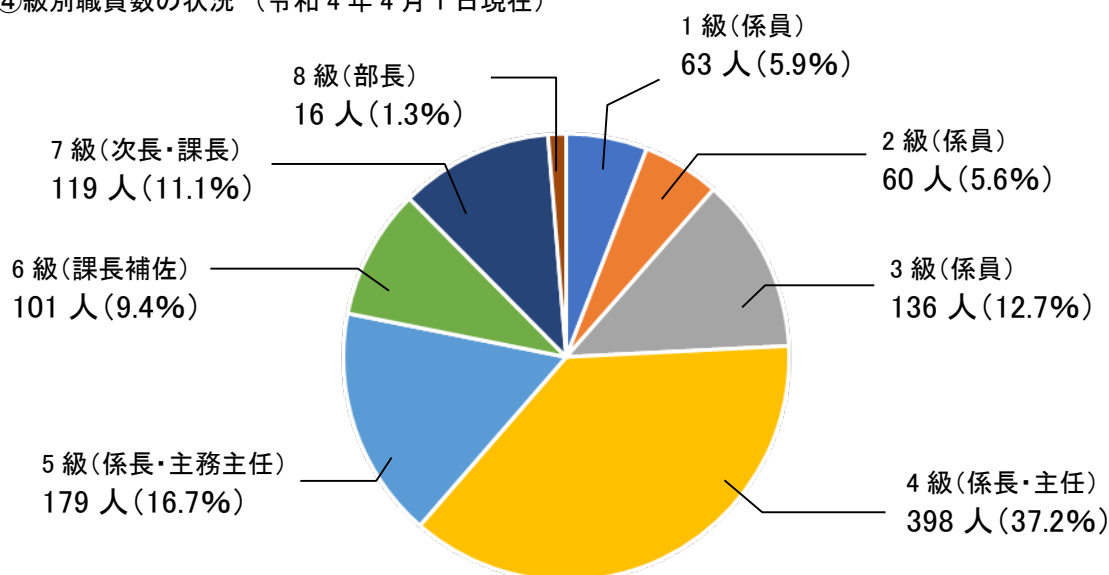
③職員の平均給料・給与月額と平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
宇部市	338,757 円	373,533 円	43 歳 3 月
水道局	354,166 円	409,337 円	46 歳 4 月
交通局	292,153 円	382,970 円	51 歳 9 月

(注1) 平均給料月額: 令和4年4月1日現在の職員の基本給の平均

(注2) 平均給与月額: 基本給と扶養手当などの諸手当の合計額の平均

④級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）



(注) 再任用短時間勤務職員と派遣職員を含む。

『参考』 職員の初任給と経験年数別・学歴別の給料月額状況【モデル給】(令和4年4月1日現在:一般行政職)

区分	採用	給料月額				
		初任給	経験年数2年	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
宇部市	大学卒	188,700円	202,400円	271,600円	310,300円	348,200円
	高校卒	154,900円	165,900円	223,200円	271,600円	310,300円
国	大学卒	182,200円				
	高校卒	150,600円				

(注)各経験年数別の給料月額:良好に勤務した場合の標準の額

⑤職員手当の状況（令和4年4月1日現在）

区分		宇部市		国	
期末 勤勉手当		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.200月分	0.95月分	同左	
	12月期	1.200月分	0.95月分		
	計	2.40月分	1.9月分		
退職手当		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同左	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
	最高限度	47.709月分	47.709月分		
調整額	区分	2区分		8区分	
	金額 最高支給月数	32,500円・43,350円 60.00月分		21,700円～70,400円 同左	
時間外手当平均年額		310千円/人		—	
特殊勤務手当	平均年額	6,466円/人		—	
	支給職員割合 主な業務名	10.74% 税務業務、衛生業務、 清掃業務、福祉業務等 15種			
扶養手当	配偶者	6,500円/月 (ただし8級は3,500円/月)		6,500円/月 (ただし8級相当以上は3,500円/月)	
	子	10,000円/月		10,000円/月	
	父母等	6,500円/月 (ただし8級は3,500円/月)		6,500円/月 (ただし8級相当以上は3,500円/月)	
住居手当	借家 【最高限度額】	(家賃-16,500円)/2+12,000円 【28,000円/月】		(家賃-27,000円)/2+11,000円 【28,000円/月】	
	持家	なし		同左	
通勤手当	交通機関 【最高限度額】	55,000円まで全額 【55,000円】		同左 同左	
	自家用車等	距離区分により 2,000円/月～22,100円/月		距離区分により 2,000円/月～31,600円/月	
管理職手当		1.部長職 給料月額の16% 2.次長職 給料月額の13% 3.課長職 給料月額の12% 4.課長補佐職 給料月額の9%		官職の区分、俸給表の別及び職務の級別の定額制 (行政職俸給表(一)適用の場合) 46,300円～139,300円	

(注)時間外手当、特殊勤務手当：令和3年度実績(公営企業除く。)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①一般職員の勤務時間の状況と有給休暇の取得日数

週の勤務時間	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分
1日の勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時～13時
週休日	土曜日及び日曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)
有給休暇の平均取得日数	9.7日

(注)勤務部署によっては、勤務時間の開始時刻・終了時刻、休憩時間、週休日等が異なる

②育児休業及び介護休暇の取得状況

区分	育児休業		介護休暇	
	男性	女性	男性	女性
宇部市	5人 (取得率33.3%)	20人 (取得率100%)	0人	0人

(注)令和3年度中に新たに取得した職員数

4 職員の人事評価の状況

区分	内容	対象職員等
能力評価	職員の保有する知識や判断力等、様々な能力や勤務態度等を評価	非現業職員:平成21年度から実施 現業職員:平成26年度から実施
実績評価	設定した目標に対する実績(達成度)を評価し、その結果を勤勉手当の成績率に反映	課長級以上の職員:平成22年度から実施 課長補佐級以下の職員:平成28年度から実施

(注)勤勉手当の成績率への反映は課長級以上の職員

5 職員の分限と懲戒処分状況

分限処分者数と懲戒処分者数 (令和3年度)

区分	分限処分者					懲戒処分者				
	免職	休職	降任	降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
宇部市	-	15人	-	-	15人	-	-	1人	-	1人

(注1)分限処分:職員が病気などの理由によって、職責を十分に果たすことができない場合に行う処分

(注2)懲戒処分:一定の義務違反に対する制裁として行い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる処分

6 職員のサービスの状況

営利企業等従事制限に係る許可の状況 (令和3年度)

区分	申請件数	承認件数	承認した主な事項
宇部市	6件	6件	・会社その他の団体の役員の地位を兼ねる ・講習会の運営及び講師等

7 職員の退職管理の状況

離職時に、管理又は監督の地位(課長職以上)にあった職員の営利企業等への再就職状況

区 分	令和3年度退職者	民間企業等 (再就職の届があった者)	
宇部市	部長職	4	2
	部次長職	5	1
	課長職	6	0
計	15	3	
水道局	課長職以上	2	1
交通局	課長職以上	0	0
合計	17	4	

※離職時に管理又は監督の地位(課長職以上)にあった職員は、離職後2年間、営利企業等の地位については、届出を行うこととしています。

(注) 営利企業等の地位とは、常勤、非常勤の別、報酬の有無を問わず、役員をはじめとして、顧問、参与、嘱託のほか、アドバイザー等も含む当該営利企業等の全ての地位をいう(委託契約、業務契約含む)。

8 職員の研修の状況

研修開催状況(令和3年度)

区 分	内 容	実 績
集合研修	新規採用職員や新任課長職など階層別実施した研修や、手話や財務などの専門的な知識を深めるために実施した研修(新型コロナウイルス対策として開催したe-ラーニングによる研修を含む。)	実施件数:27件 参加人数:1121人
派遣研修	山口県ひとづくり財団、山口県建設技術センター又は山口県健康づくりセンター等が実施した研修への参加や、国等への派遣研修を実施	実施件数:42件 参加人数:164人

9 職員の福祉と利益の保護の状況

① 安全衛生管理体制(令和3年度の宇部市の状況)

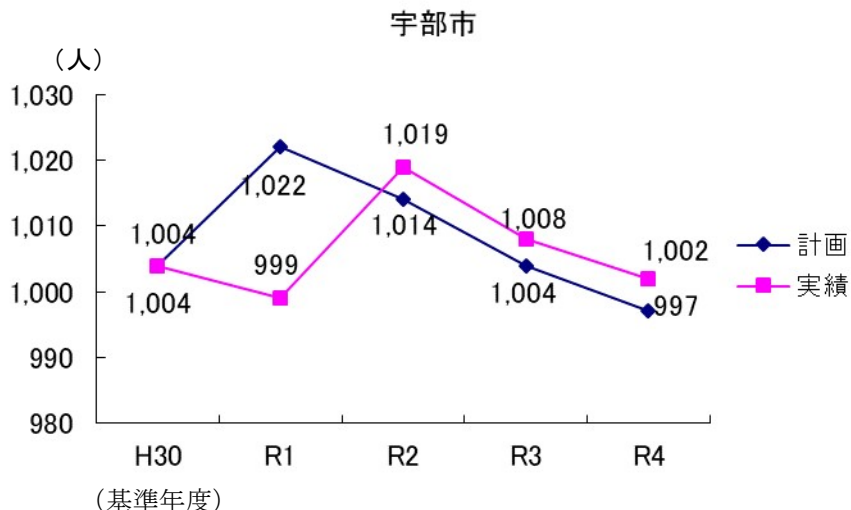
労働安全衛生法等の規定に基づいて安全衛生委員会(1ヶ所)及び衛生委員会(2ヶ所)を設置し、快適な作業環境の整備や職員の安全と健康の確保などの労働安全衛生管理に努めています。また、産業医による定期的な健康相談及び職場巡視、精神科医、EAP事業者(民間のメンタルヘルス対策事業者)によるメンタルヘルス相談事業を実施しています。

② 公務災害などの発生状況(令和3年度の宇部市の認定件数)

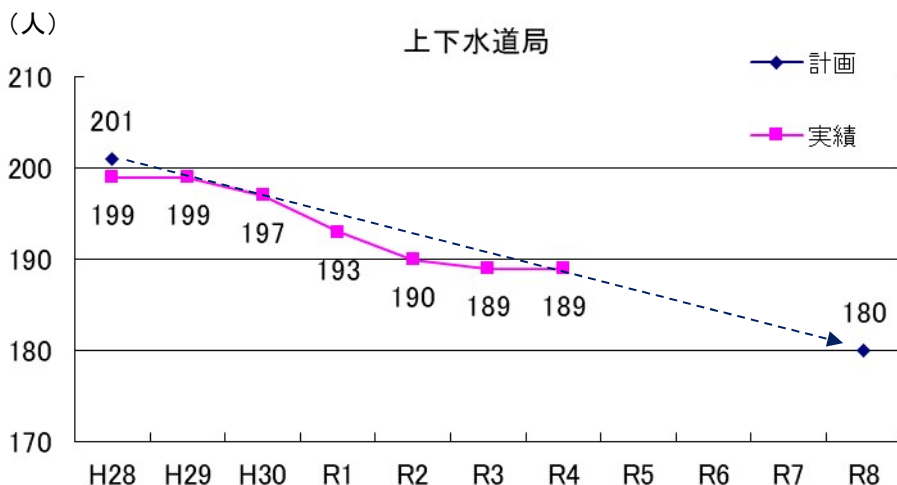
18件の災害が発生し、内訳は職務中の事故が16件、通勤途上の事故が2件となっています。

10 その他市長が必要と認める事項

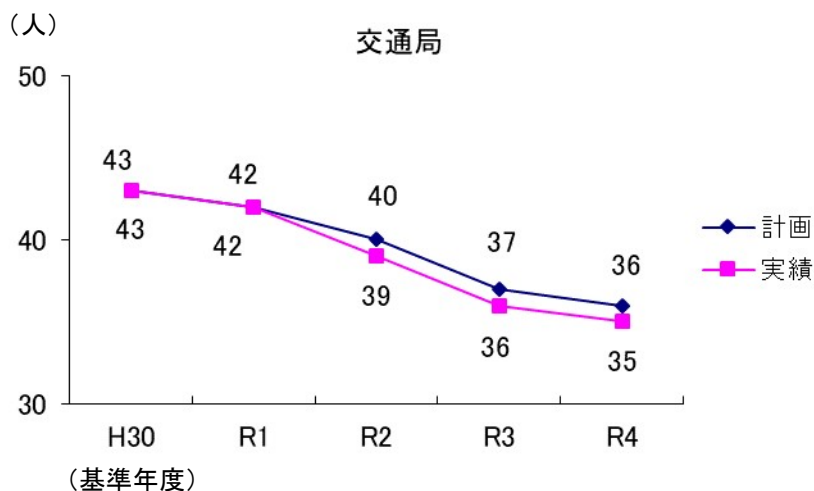
定員適正化計画の達成状況（各年度4月1日現在）



※R4については、数値比較のため、上下水道局から市長部局へ移管した下水道事業部門68人(R4.4.1時点)を除く。



※R4については、数値比較のため、上下水道局から市長部局へ移管した下水道事業部門68人(R4.4.1時点)を含む。



(注1)派遣職員は含み、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は除く。

11 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況
(令和3年度は実績はありません。)